

平成22年度特定保険医療材料に係る機能区分の見直し(案)

1 見直しの趣旨

現行の機能区分については、臨床上的利用実態を踏まえる等の観点から、必要に応じ見直しを行うこととしているが、次の観点から見直す区分を選定し実施する。

- (1) 機能区分の細分化に関するもの
- (2) 機能区分の合理化に関するもの
- (3) 機能区分の新規評価に関するもの
- (4) 機能区分の簡素化に関するもの

2 見直しの概要

14分類について見直しを行う（うち2分類は重複）

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) の観点から見直しを行った分類 | 4分類（重複1） |
| (2) の観点から見直しを行った分類 | 4分類 |
| (3) の観点から見直しを行った分類 | 3分類 |
| (4) の観点から見直しを行った分類 | 3分類（重複1） |

【参考】 平成20年度における機能区分の見直し

24分類について見直しを行った

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 機能区分の細分化に関するもの | 8分類 |
| (2) 機能区分の合理化に関するもの | 2分類 |
| (3) 機能区分の新規評価に関するもの | 2分類 |
| (4) 機能区分の簡素化に関するもの | 12分類 |

特定保険医療材料機能区分の見直し等（案）

1 機能区分の細分化に関するもの

【細分化①】

現在の機能区分	新機能区分（案）
医科009 血管造影用カテーテル （1）一般用 （2）バルーン型（Ⅰ） （3）バルーン型（Ⅱ） （4）心臓マルチパーパス型	医科009 血管造影用カテーテル （1）一般用 （2）バルーン型（Ⅰ） （3）バルーン型（Ⅱ） （4）心臓マルチパーパス型 <u>（5）サイジング機能付加型</u>

<見直し理由>

ステントグラフト等を留置する際、透視下において動脈瘤等の大きさを計測する必要がある場合には、エックス線不透過のマーカを有する血管造影用カテーテルが用いられる。また、価格差もあることから区別するために細分化するもの。

【細分化②】

現行の機能区分	新機能区分（案）
<p>医科021 中心静脈用カテーテル 歯科002 中心静脈用カテーテル</p> <p>(1) 標準型</p> <p>① シングルルーメン</p> <p>ア スルーザカニューラ型)</p> <p>イ セルジンガー型</p> <p>② マルチルーメン</p> <p>ア スルーザカニューラ型</p> <p>イ セルジンガー型</p> <p>(2) 抗血栓性型</p> <p>(3) 極細型</p> <p>(4) カフ付き</p> <p>(5) 酸素飽和度測定機能付き</p>	<p>医科021 中心静脈用カテーテル 歯科002 中心静脈用カテーテル</p> <p>(1) 標準型</p> <p>① シングルルーメン</p> <p>ア スルーザカニューラ型)</p> <p>イ セルジンガー型</p> <p>② マルチルーメン</p> <p>ア スルーザカニューラ型</p> <p>イ セルジンガー型</p> <p>(2) 抗血栓性型</p> <p>(3) 極細型</p> <p>(4) カフ付き</p> <p>(5) 酸素飽和度測定機能付き</p> <p><u>(6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き</u></p>

<見直し理由>

末梢留置型中心静脈カテーテルは、鎖骨下静脈や内頸静脈から挿入する従来からの中心静脈カテーテルに比べ、末梢静脈から挿入でき挿入時に高い安全性を有しており、また留置時の感染症発生率が低い。大きな価格差があるため区別して評価する。

当該区分は医科点数表及び歯科点数表のいずれにも掲載されているため同時に見直す。

【細分化③】

現行の機能区分	新機能区分案
<p>医科057 人工股関節用材料</p> <p>(1) 骨盤側材料</p> <p>① 臼蓋形成用カップ (I)</p> <p>② 臼蓋形成用カップ (II)</p> <p>③ ライナー</p>	<p>医科057 人工股関節用材料</p> <p>(1) 骨盤側材料</p> <p>① 臼蓋形成用カップ (I)</p> <p>② 臼蓋形成用カップ (II)</p> <p>③ <u>ライナー一体型 (II)</u></p> <p>④ ライナー</p>

<見直し理由>

人工股関節の臼蓋側は「臼蓋形成用カップ」と「ライナー」とを組み合わせで使用するのが標準的である。現在、これらを組み合わせた製品が発売されており、現行では二区分の合計金額を請求してよいこととなっている。しかし、この中には金属だけでできている一体型の製品とポリエチレンだけでできている一体型の製品が混在し、これらにおいては、その耐久性および性能に相違があると考えられ、それぞれの材料が適切に評価されるよう機能区分を見直す。

(II) とは間接固定（骨への固定に骨セメントを用いる必要がある）であることを示しており、ポリエチレンだけでできている一体型の製品は間接固定の区分に属している。金属だけでできている一体型の製品（すなわち直接固定の製品）については、材料専門組織の議論において、現行通りの評価でよいとの結論に至ったため区分の見直しはない。

2 機能区分の合理化に関するもの

【合理化①】

現行の機能区分	新機能区分案
医科042 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル (2) ダブルルーメン以上 ① 一般型 ② 特殊型 ③ カフ型	医科042 緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル (2) ダブルルーメン以上 ① 一般型 ② 削除 (上へ統合) ③ カフ型

<見直し理由>

へパリンコーティングされている特殊型が普及してきている実態を踏まえ、機能区分を見直す。

【合理化②】

現行の機能区分	新機能区分案
<p>医科058 人工膝関節用材料</p> <p>(3) 膝蓋骨材料</p> <p>① <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅰ）</u></p> <p>② <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅱ）</u></p> <p>③ <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）</u></p> <p>④ <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅳ）</u></p>	<p>医科058 人工膝関節用材料</p> <p>(3) 膝蓋骨材料</p> <p>① <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅰ）</u></p> <p>② <u>削除（上へ統合）</u></p> <p>③ <u>膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）</u></p> <p>④ <u>削除（上へ統合）</u></p>

<見直し理由>

膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料については直接固定（骨への固定に骨セメントを用いる必要がない）と間接固定（骨への固定に骨セメントを用いる必要がある）とに分ける臨床上の意義に乏しいと考えられる為、機能区分を見直すもの。

（補足）

（Ⅰ）（Ⅱ）は従前より存在していた機能区分。

（Ⅲ）（Ⅳ）は平成21年12月18日中医協総会で承認された「ブレンドE（ナカシマメディカル株式会社）」において新設された区分。

（Ⅰ）（Ⅲ）が直接固定で、（Ⅱ）（Ⅳ）が間接固定となっている。

【合理化③】

現行の機能区分	新機能区分案
<p>医科 1 1 2 ペースメーカー</p> <p>(1) シングルチャンバ (I 型) (991,000 円)</p> <p>(2) シングルチャンバ (II 型) (1,030,000 円)</p> <p>(3) デュアルチャンバ (I 型) (1,040,000 円)</p> <p>(4) デュアルチャンバ (II 型) (1,050,000 円)</p> <p>(5) デュアルチャンバ (III 型)</p> <p>(6) デュアルチャンバ (IV 型)</p> <p>(7) トリプルチャンバ</p>	<p>医科 1 1 2 ペースメーカー</p> <p>(1) シングルチャンバ</p> <p>(2) 削除 (上へ統合)</p> <p>(3) デュアルチャンバ (I 型・II 型)</p> <p>(4) 削除 (上へ統合)</p> <p>(5) デュアルチャンバ (III 型)</p> <p>(6) デュアルチャンバ (IV 型)</p> <p>(7) トリプルチャンバ</p>

<見直し理由>

上記の 4 区分については流通量も少なく、I 型及び II 型の差異に臨床的意義がなくなってきたと考えられるため、機能区分を見直すもの。

【合理化④】

現行の機能区分	新機能区分案
<p>歯科 0 2 3 歯周組織再生材料</p> <p>(1) 吸収型</p> <p>(2) 非吸収型</p>	<p>歯科 0 2 3 歯周組織再生材料</p> <p>(統合)</p>

<見直し理由>

吸収型と非吸収型の区別があるが、その使用状況から機能区分を分ける必要性に乏しいことから統合するもの。

3 機能区分の新規評価に関するもの

【新規評価】

現在の機能区分	新設機能区分（案）
(なし)	<p><u>医科在宅007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプセット</u></p> <p><u>医科在宅008 皮膚欠損用創傷被覆材</u></p> <p><u>(1) 真皮に至る創傷用</u></p> <p><u>(2) 皮下組織に至る創傷用</u></p> <p><u>① 標準型</u></p> <p><u>② 異形型</u></p> <p><u>(3) 筋・骨に至る創傷用</u></p> <p><u>医科在宅009 非固着性シリコンガーゼ</u></p> <p><u>(1) 広範囲熱傷用</u></p> <p><u>(2) 平坦部位用</u></p> <p><u>(3) 凹凸部位用</u></p>

<新設理由>

在宅医療における使用要望があり、現在では医科点数表の他の区分で規定されている特定保険医療材料を在宅医療においても使用できるよう区分を新設する。

4 機能区分の簡素化に関するもの

【簡素化】

現行の機能区分	新機能区分案
医科050 遠心分離式白血球除去用材料	(廃止)
医科091 鼻中隔プロテーゼ	(廃止)
歯科009 鼻中隔プロテーゼ	(廃止)

<見直し理由>

企業より供給停止している旨報告があったため、区分を廃止するもの。

再算定対象機能区分（案）について

平成20年度

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	150区分
再算定対象となった機能区分	14区分
引き下げ率 25%のもの	3区分
引き下げ率 20～25%のもの	3区分
引き下げ率 15～20%のもの	1区分
引き下げ率 10～15%のもの	2区分
引き下げ率 5～10%のもの	3区分
引き下げ率 0～5%のもの	2区分

平成22年度

再算定の要件への該当性を検証した機能区分	181区分
再算定対象となった機能区分（案）	17区分
引き下げ率 25%のもの	1区分
引き下げ率 20～25%のもの	1区分
引き下げ率 15～20%のもの	3区分
引き下げ率 10～15%のもの	3区分
引き下げ率 5～10%のもの	5区分
引き下げ率 0～5%のもの	4区分

再算定対象機能区分（案）

機 能 区 分	
1	061 固定用内副子(プレート)(9)その他のプレート ① 標準 エ頭蓋骨閉鎖用 ii クランプ型
2	062 大腿骨外側固定用内副子(1)つばなしプレート(生体用合金 I)
3	062 大腿骨外側固定用内副子(3)つばつきプレート(生体用合金 I)
4	062 大腿骨外側固定用内副子(5)ラグスクリュー(生体用合金 I)
5	070 下肢再建用人工関節用材料 (6)再建用脛骨表面置換用材料
6	073 髓内釘 (1) 髓内釘 ②横止め型
7	073 髓内釘 (2) 横止めスクリュー ①標準型
8	073 髓内釘 (2) 横止めスクリュー ②大腿骨頸部型
9	075 固定用金属線(1)金属線 ②ケーブル
10	120 生体弁(1)異種大動脈弁
11	121 弁付きグラフト(生体弁)
12	127 人工心肺回路(6)個別機能品 ⑦血液学的パラメーター測定用セル
13	133 血管内手術用カテーテル (1)経皮的脳血管形成術用カテーテル ①先端閉鎖型
14	134 人工血管 (1) 永久留置型 ①大血管用 ア 分岐なし
15	134 人工血管 (1) 永久留置型 ①大血管用 ウ 2分岐以上
16	134 人工血管 (1) 永久留置型 ①大血管用 エ 腹大動脈分岐用
17	136 胆道結石除去用カテーテルセット (2) 経内視鏡バルーンカテーテル ③十二指腸乳頭拡張機能付き